

# 市営住宅の入居者は、 「収入申告書」を提出してください

市営住宅に入居されている方は、平成18年度の家賃決定資料とするため市営住宅管理条例等の規定により、毎年収入申告書を提出するよう義務づけられています。

入居者および同居親族の平成16年1月1日から12月31日までの収入について、配布された所定の様式に必要な事項を記入し、収入等を証明できる必要な書類を添付して直接担当窓口まで提出してください。

もし提出期限までに申告書の提出がないときは、法律の規定により近傍同種の住宅家賃となり、通常家賃より数倍高額な家賃を支払うことになります。必ず提出してください。

※近傍同種の住宅家賃と、市営住宅の家賃の違いは？

近傍同種（民間賃貸住宅）の家賃は、土地取得造成費、建設費、償却費、損害保険料、管理事務費等を基に設定されています。公営住宅の家賃は、福祉行政の一環として住宅を必要とする人に安い家賃で住宅を供給する目的で設定されています。つまり国からの補助を受けて建設および管理されており、民間の住宅家賃の半額以下になるよう設定されています。

提出期限 8月31日(水)まで

提出・問合せ先

宇城市役所 各支所建設課管理係	住宅担当窓口
三角支所 ☎53-1111	不知火支所 ☎33-1111
松橋市民センター ☎32-1111	小川支所 ☎43-1111
豊野支所 ☎45-2111	

## 宇城市健康づくり支援隊 (ボランティア)を募集します

宇城市では、市民の健康づくりを最重要施策に掲げ、事業推進に取り組んでいます。しかし、健康づくり事業は、住民の皆さんの協力や意識改革など住民主体で推進しなければ効果は上がりません。そこで今回、健康づくり関係の技術者や健康づくり等に関心をお持ちの市民の方を「健康づくり支援隊」として募集します。皆さんの、ご応募をお待ちしております。

**内容** 宇城市と住民が協働で行う健康づくり関係事業に対する指導・支援等のボランティア活動  
**対象者** 宇城市の住民で、健康づくり関係(食育・運動等)に関心をお持ちの方。年齢・性別は問いません。  
**申込・問合せ先** 宇城市役所福祉部 健康増進課  
☎32-1111 (内線144・145)  
FAX 32-0110

## 国勢調査の調査期間中に 留守をされる世帯の方へ

9月23日～30日まで留守をされる世帯の方へ

調査票の配布時期(9月23日～30日)に留守をされる予定の世帯の方は、平成17年国勢調査宇城市実施本部(本庁広報統計課内)までご連絡をお願いします。

10月1日～10日まで留守をされる世帯の方へ

調査票の収集時期(10月1日～10日)に留守をされる予定の世帯の方や、帰宅時間が遅くなるような世帯の方は、調査票の配布時期(9月23日～30日)に調査票に記入して調査員に提出することができます。

このような場合は、10月1日までに世帯員の異動等がなかったかどうかを、後日、調査員が確認します。確認の連絡方法については、調査員と話し合ってください。

ただきますようお願いいたします。

相談窓口について

国勢調査に関する相談がある場合は、平成17年国勢調査宇城市実施本部内に相談窓口を設置していますのでご利用ください。

★相談時間

午前9時～午後5時まで

問合せ先

平成17年国勢調査宇城市実施本部(広報統計課内)  
☎32-1111 (内線245・246)



## 中小企業の皆さまへ 短期資金の受付が始まります



<b>融資対象者</b>	1. 市内に店舗または事業所を有し、資本金総額が2,000万円以下で常時使用する従業員が50人以下の個人または、法人 2. 同一事業を引き続き1年以上経営しており、市税を完納している人
<b>融資限度額</b>	一企業に対して500万円以内
<b>資金の用途</b>	運転資金
<b>融資利率</b>	年2.10%
<b>保証料率</b>	有担保保証1.25%以内 無担保保証1.35%以内
<b>融資期間</b>	12ヵ月以内
<b>保証人</b>	個人の場合2人、法人の場合代表者のほかに1人以上
<b>申込期間</b>	平成18年3月31日まで
<b>申込窓口</b>	事業所所在地の商工会
<b>取扱金融機関</b>	熊本県信用組合、熊本第一信用金庫、熊本ファミリー銀行、肥後銀行
<b>問合せ先</b>	本庁商工観光課 ☎32-1111